別表十七の三（二）　記載要領

1　この表のⅠは、外国法人が法第142条の４第１項（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑴のうち本店配賦経費に含まれる負債の利子の額　⑶」の欄は、令第188条第11項第３号（恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入）に掲げる金額を記載すること。

3　「恒久的施設に係る資産の帳簿価額の平均残高　⑺」の欄は、令第188条第１項第１号に規定する資産の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

4　「恒久的施設に係る負債の帳簿価額の平均残高　⑻」の欄は、令第188条第１項第２号に規定する負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

5　「恒久的施設に帰せられる有利子負債の帳簿価額の平均残高　⑽」の欄は、令第188条第12項第２号に規定する負債の帳簿価額の平均的な残高として合理的な方法により計算した金額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

6　「損金不算入額（⑭又は⑮）　⑰」の欄は、租税特別措置法第66条の５の２第11項（関連者等に係る支払利子等の損金不算入）の規定の適用を受ける場合には、「⑭又は」を消すこと。

7　この表のⅡは、外国法人が法第142条の５第１項（外国銀行等の資本に係る負債の利子の損金算入）の規定の適用を受ける場合に記載すること。